

清水町低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清水町が発注する工事又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（これらを令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは調査を行い、その上で落札者を決定する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象)

第2条 低入札価格調査制度の対象となる工事等は、予定価格が3千万円以上の工事等及び総合評価落札方式による入札を対象とする。ただし、予定価格が3千万円未満の工事等であっても町長が特に必要と定める場合は、対象とすることができる。

2 低入札価格調査制度の対象者は、調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「調査対象者」という。）とする。

(調査基準価格の設定及び算定)

第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費×97%
- (2) 共通仮設費×90%
- (3) 現場管理費×90%
- (4) 一般管理費×55%

2 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。

3 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で別表1に定める割合を予定価格等に乘じて得た額とする。

(失格基準額の設定及び算定)

第4条 調査対象者を失格と判定する場合の基準となる額（以下「失格基準額」という）は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費×75%
- (2) 共通仮設費×70%
- (3) 現場管理費×20%
- (4) 一般管理費×0%

2 失格基準額算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。

3 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず、契約ごとに10分の7以下で別表2に定める割合を予定価格等に乗じて得た額とする。

(対象業者への周知)

第5条 町長は、本制度の円滑な運用を図るため、公告又は入札執行通知の際に、次の各号に掲げる事項を明示するとともに、建設工事等競争契約入札心得書の条文を熟読することを入札参加業者に促すものとする。

- (1) 令第167条の10第1項の適用があること。
- (2) 調査対象者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをしたものうち、最低の価格をもって申込みをしたものであつても落札者とならない場合があること。
- (3) 調査対象者は、契約の内容に適合した履行が可能であるかの判断のため事情聴取に協力すべきこと。

(契約締結における条件)

第6条 調査対象者が落札した場合は、次のことを契約締結の条件とする。

- (1) 主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する者と同様以上の技術者を専任で1名現場に補助技術者として配置し、主任技術者（監理技術者）を補佐し工事の品質確保に努めること。
- (2) 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、補助技術者は、これを兼ねることができない。

(開札処理)

第7条 入札執行者は、入札の結果、失格基準額を下回る入札があった場合は、失格基準額を下回る入札をした者（以下「失格者」という。）を失格と判定し、失格者にその旨を告げるものとする。

2 失格者を除く最低価格入札者の入札価格が、調査基準価格を下回る場合は、落札決定を保留し、令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定する旨を入札者に通知する。

(調査の実施)

第8条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札金額の積算内訳
- (3) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (4) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (6) 手持資材及び仮設材等の状況
- (7) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (8) 手持機械数の状況
- (9) 労務者の具体的供給の見通し
- (10) 下請契約予定者
- (11) 配置予定技術者
- (12) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (13) 会社経営内容
- (14) 公共工事の成績状況について

(調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第9条 入札執行者は、調査の結果、調査対象者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに調査対象者に適合した履行がされると認められる旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせ

るものとする。

(調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第 10 条 入札執行者は、調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをしたもの（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者の入札価格が基準価格を下回る場合は、次順位者について第 8 条の調査を行う。

2 次順位者を落札者と決定したときは、調査対象者に対しては落札者とし、旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するものとする。

(契約しない場合の判断基準)

第 11 条 前条第 1 項に規定する、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合とは、別表 3 に掲げる基準により判断するものとする。

(監督検査体制の強化等)

第 12 条 町長は、第 8 条に掲げる調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、監督員をして次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 請負業者に対して、施工体制台帳及び下請負人通知書の提出を求めるものとする。施工体制台帳及び下請負人通知書の提出に際しては、請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。この際、低入札調査時の下請業者見積書と異なる下請業者または金額での下請契約については、理由を求め、合理的理由がない場合は総括監督員と協議し、工事成績を減点するものとする。

(2) 仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、請負業者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴くものとする。

(補則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、調査制度の実施に関し必要な事項は、町長

が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の清水町低入札価格調査制度実施要領第 3 条及び第 4 条本文「100 分の 110」とあるのは、平成 31 年 9 月 30 日までに引渡しされる工事にあっては、「100 分の 108」と読み替えて適用する。

別表1（第3条関係）

<p>第3条3項の特 別なものに該当す ると認めるもの</p>	<p>第3条3項の特 別なものに該当す ると認めるものについて は、次に掲げる割合を直接工事費に乗じて算出した額とする。 なお、合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ア 大規模工事等の比較的工種が少なく単純な工事の場合は 0.8の補正值を用いて算出する。 (直接工事費×97%×0.8+共通仮設費×90%+現場管理費 ×90%+一般管理費×55%)</p> <p>イ 設備系工事等二次製品費が高い工事で、土木工事標準積 算基準書機械編や電気通信編及び土地改良工事積算基準 (施設機械)を適用する工事及び下水道工事等の営繕工事 以外の施設設備工事等の場合は、0.6の補正值を用いて算 出する。 (直接工事費×97%×0.6+共通仮設費×90%+現場管理費 ×90%+一般管理費×55%)</p> <p>ウ 標識設置工事、区画線設置工事、すべり止舗装工事等の 場合は、0.9の補正值を用いて算出する。 (直接工事費×97%×0.9+共通仮設費×90%+現場管理費 ×90%+一般管理費×55%)</p> <p>エ 建築工事の解体工事の場合は、0.8の補正值を用いて算 出する。 (直接工事費×97%×0.8+共通仮設費×90%+現場管理費 ×90%+一般管理費×55%)</p>
---	---

別表2（第4条関係）

<p>第4条3項の特 別なものに該当す ると認めるもの</p>	<p>第4条3項の特 別なものに該当す ると認めるものについて は、次に掲げる割合を直接工事費に乗じて算出した額とする。 なお、合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ア 大規模工事等の比較的工種が少なく単純な工事の場合は</p>
---	--

	<p>0.8 の補正值を用いて算出する。</p> <p>(直接工事費×75%×0.8+共通仮設費×70%+現場管理費×20%+一般管理費×0%)</p> <p>イ 設備系工事等二次製品費が高い工事で、土木工事標準積算基準書機械編や電気通信編及び土地改良工事積算基準(施設機械)を適用する工事及び下水道工事等の営繕工事以外の施設設備工事等の場合は、0.6 の補正值を用いて算出する。</p> <p>(直接工事費×75%×0.6+共通仮設費×70%+現場管理費×20%+一般管理費×0%)</p> <p>ウ 標識設置工事、区画線設置工事、すべり止舗装工事等の場合は、0.9 の補正值を用いて算出する。</p> <p>(直接工事費×75%×0.9+共通仮設費×70%+現場管理費×20%+一般管理費×0%)</p> <p>エ 建築工事の解体工事の場合は、0.8 の補正值を用いて算出する。</p> <p>(直接工事費×75%×0.8+共通仮設費×70%+現場管理費×20%+一般管理費×0%)</p>
--	---

別表3 (第11条関係)

契約しない場合の判断基準

項 目	内 容
1 指定した期日までに調査資料が提出されない場合	<p>(1) 入札価格(工事費)内訳書の根拠となる、より詳細な積算内訳書が、開札当日または町長が指定した期日までに提出されない場合</p> <p>(2) 前記(1)以外の調査資料が、町長が指定した日時までに提出されない場合。なお、提出期限は通知した翌日から起算して土日を含む7日目の午後5時とし、祝日、年末年始等の休日は含まない。提出方法は持参とする。</p>

	<p>(3) 前記資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。</p> <p>ただし、必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。</p>
2 入札価格（工事費）内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合	<p>(1) 入札価格（工事費）内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合</p> <p>(2) 入札価格（工事費）内訳書と入札金額の積算内訳書が一致していない場合</p> <p>ただし、単に記入間違いであることが明らかな場合、または、軽微な間違いの場合で入札価格に影響がない場合を除く</p>
3 下請業者からの聞取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合	<p>(1) 下請予定者からの聞取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合</p> <p>(2) 下請予定業者からの見積書等の総額が入札価格を上回る場合</p> <p>(3) 下請予定業者からの見積書等下請に係る費用の根拠となる資料が確認できない場合や特に、重要と認める資材等については実績のある納品書や請求書等を提出すること、ただし公表単価及び県の標準価格と比較して大きな差異がない価格で積算されている場合は除く</p>
4 設計図書に計上した設計数量を満足していない場合	<p>設計図書に計上した設計数量が、入札価格に反映されていない場合</p>
5 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合	<p>(1) 設計図書で計上された交通誘導員に係る費用が計上されていない場合</p> <p>(2) 設計図書で示された交通誘導員の配置計画と異なる場合に、その積算根拠が明確でない場合</p>

<p>6 材料や製品の品質・規格が、設計仕様に適合しない場合</p>	<p>材料や製品について、発注が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合</p>
<p>7 作業効率等が施工不可能なものである場合</p>	<p>(1) 使用予定機械の施工能力以上の日当たり施工量等により入札価格を積算している場合 (2) 現場条件等から物理的に不可能な使用予定機械の編成による日当たり施工量等で入札価格を積算している場合</p>
<p>8 建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合</p>	<p>(1) 建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合 (2) 建設副産物の処理費用が計上されている場合にあっても、当該処理費用算出根拠が示されない場合、又は過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でないなど不当に低額な費用を計上していた場合</p>
<p>9 契約締結の条件を履行できない場合</p>	<p>第6条で定めた契約締結の条件を履行できない場合</p>
<p>10 上記の他、適正な工事の履行がなされない恐れがあると認められる場合</p>	